

令和4年6月五島市議会定例会議案表

(令和4年6月15日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第47号	五島市印鑑条例の一部改正について	1
議案第48号	五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部改正について	3
議案第49号	財産の取得について	5
議案第50号	工事請負契約の変更について	6
議案第51号	工事請負契約の変更について	7
議案第52号	和解及び損害賠償の額の決定について	8
議案第53号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9
議案第54号	令和4年度五島市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第55号	令和4年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第56号	令和4年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第57号	令和4年度五島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）	別冊

## 議案第 47 号

五島市印鑑条例の一部改正について

五島市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 15 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市印鑑条例の一部を改正する条例

五島市印鑑条例（平成 16 年五島市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「及び」を「又は個人番号カードを」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して、当該申請をすることができる。

第 18 条を第 19 条とし、第 15 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 14 条第 1 号及び第 2 号中「登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第 14 条 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、個人番号カードを使用して暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

個人番号カードを利用して印鑑登録証明書を取得することができるようにするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第48号

五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部改正について  
五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年6月15日

五島市長 野口 市太郎

五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部を改正する条例  
(五島市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 五島市国民健康保険税条例(平成16年五島市条例第135号)の一部を次のように改正する。

附則第17項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

(五島市介護保険条例の一部改正)

第2条 五島市介護保険条例(平成16年五島市条例第136号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「令和2年度及び令和3年度」を「令和3年度及び令和4年度」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の五島市国民健康保険税条例の規定及び第2条の規定による改正後の五島市介護保険条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等の国民健

康保険税及び介護保険料の減免の期間を延長することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第49号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和4年6月15日提出

五島市長 野口 市太郎

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産   | 五島市立新図書館用備品                                  |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札による契約                                  |
| 3 | 取得金額   | 29,150,000円                                  |
| 4 | 契約の相手方 | 五島市上大津町1131番地1<br>有限会社 イシマル五島<br>代表取締役 山戸 裕樹 |

(提案理由)

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

## 議案第50号

### 工事請負契約の変更について

令和3年6月30日に議決された議案第62号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和4年6月15日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 1,119,800,000円」を「4 工事請負金額 1,127,539,600円」に改める。

### (提案理由)

五島市立新図書館建設工事（建築）に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

## 議案第51号

### 工事請負契約の変更について

令和3年6月30日に議決された議案第63号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和4年6月15日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 175,780,000円」を「4 工事請負金額 176,352,000円」に改める。

### (提案理由)

五島市立新図書館建設工事(機械)に係る工事請負契約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年五島市条例第50号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



## 議案第52号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

軽乗用自動車の破損事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和4年6月15日提出

五島市長 野 口 市太郎

1 和解及び損害 五島市福江町1190番地7

賠償の相手方 川 上 太 一

2 和解の趣旨

令和4年5月9日、五島市福江町1190番地63の福江港丸木緑地公園の駐車場において、本市管理課の職員が、刈払機で除草作業をしていたところ、駐車していた軽乗用自動車(長崎580ね1538)に刈払機で跳ねた石を接触させ、同車両のリアガラスを損傷した事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 軽乗用自動車修理費 134,424円

### (提案理由)

和解及び損害賠償の額の決定については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第53号

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和4年6月15日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所 五島市吉久木町1420番地1

ふりがな かわ ばた はじめ  
氏 名 川 端 一

生年月日 昭和34年12月1日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第53号参考〉

略 歴

昭和58年 3月 大東文化大学文学部卒業  
 同 58年 4月 小値賀町立斑中学校教諭  
 平成 元年 4月 国見町立国見中学校教諭  
 同 5年 4月 富江町立富江中学校教諭  
 同 8年 4月 福江市立福江中学校教諭  
 同 14年 4月 岐宿町立岐宿中学校教諭  
 同 15年 4月 奈留町立奈留中学校教諭  
 同 16年 4月 福江市立福江中学校教頭  
 同 19年 4月 五島市立崎山中学校長  
 同 22年 4月 五島市教育委員会事務局学校教育課長補佐  
 同 25年 4月 五島市立翁頭中学校長  
 同 26年 4月 五島市教育委員会事務局学校教育課長  
 同 28年 4月 五島市立福江中学校長  
 令和 2年 3月 定年退職  
 同 2年 4月 五島日本語学校勤務  
 同 4年 1月 五島市立福江中学校講師  
 同 4年 4月 五島市立富江小学校特別支援教育支援員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	令和4年1月31日辞任
石 黒 則 子	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
赤 瀬 博	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
村 上 やよい	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
松 下 明	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	

森 繁 太	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	令和 4年 1月 31日辞任
山 田 栄	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
大 坪 京 子	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
川 元 末 人	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
白 濱 寿 喜	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
古 川 邦 子	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	